

必ずご一読ください

種苗の提出に当たっての注意事項

提出期限までに、指定された形態・数量で、かつ健全かつ無病で成長抑制（わい化）剤による処理等を行っていない種苗が正当な理由なく提出されなかった場合は、本出願を拒絶する手続きをとることとなります。

■ 正当な理由について

正当な理由とは、自然災害等の不可抗力によるもの（出願者の責によらないもの）をいいます。

「提出期限の失念」は、出願者の責によるものであり、正当な理由に当たりません。種苗を提出する準備が済んでいても、提出期限までに提出することを失念してしまった場合は、出願を拒絶する手続きをとることとなりますのでご注意ください。

また、種苗の生産を第三者に委託した場合においても、当該第三者の責により提出期限までに種苗が提出されなかった場合は、出願者の責によるものとして出願を拒絶する手続きをとることとなりますので、委託先との調整に遺漏なきようお願いいたします。

■ 提出期限について

同封の通知「出願品種の栽培試験の実施及び種苗の提出について」の別記の「提出期限」内に「種苗提出先」に種苗が到着するように提出願います。種苗の到着が提出期限から1日でも遅れた場合には、上記のような正当な理由がない限り、出願を拒絶する手続きをとることとなります。

自然災害等の不可抗力により提出期限までに提出することが困難になった場合は、速やかに、同封の遅延申請書を下記宛先まで提出してください。

なお、遅延申請書が提出された場合であっても、正当な理由がない場合は種苗の提出の遅延は認められず、出願を拒絶する手続きをとることとなります。

※ なお、「出願品種の栽培試験の実施及び種苗の提出について」の通知を発出後、農林水産省及び種苗管理センターから、出願品種の種苗の準備状況や提出遅延の理由等を確認するための電話連絡は行いませんのでご留意願います。

■ 提出種苗について

(1) 指定された形態・数量

同封の通知「[出願品種の栽培試験の実施及び種苗の提出について](#)」の別記の「提出種苗等」の「種類」・「数量」に記載された形態・数量の種苗を提出願います。

なお、種苗管理センターHPにおいて、望ましい種苗の形態について写真と共に解説している植物もありますので、参考にしてください。

<http://www.naro.affrc.go.jp/ncss/saibaishiken/teishutsu-keitai/index.html>

(2) 健全かつ無病で成長抑制（わい化）剤による処理等を行っていない種苗

十分に発根していない等生育が不良な種苗、ウイルス等に罹病している種苗、わい化剤を処理した種苗等が提出された場合は、出願を拒絶する手続きをとることとなります。

■ 提出に当たっての注意事項

(1) 品種の確認

出願品種と異なる品種の種苗を提出した場合は、出願を拒絶する手続きをとることとなります。種苗の提出に当たっては、品種の取り違えがないか確認の上、品種ごとに「出願品種の名称」及び「品種登録出願の番号」を記載したラベルを付けて提出してください。

(2) 安全輸送の確保

安全輸送の確保は出願者の責任です。荷傷み、品種の混ざりがないよう注意してください。

種苗の提出時には、同封のチェックリストにより御確認いただき、チェックリストを種苗とともに提出先に送付してください。

全ての項目にチェックマークが付けられない場合は、事前に下記のお問合せ先まで御連絡願います。

(お問合せ先・遅延申請書提出宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 食料産業局 知的財産課 種苗室 審査運営班

TEL : 03-3502-8111 (内線 4294) FAX : 03-3502-6572